次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する外国投資家（イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているものに限る。以下「イラン関係者」という。）により行われる、次に掲げる行為 イ　法第二十六条第二項第一号及び第三号に該当する行為のうち、会社（核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十六号）で定めるものをいう。以下「イランによる投資禁止業種」という。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の取得 ロ　イランによる投資禁止業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十七項に規定する株式への一任運用をいう。）であって、同条第十六項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの 二　法第二十六条第二項第二号に該当する行為のうち、非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（イランによる投資禁止業種に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者に対する譲渡	一　［同上］ イ　法第二十六条第二項第一号及び第三号に該当する行為のうち、会社（国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十九号）で定めるものをいう。以下「安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種」という。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の取得 ロ　安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十七項に規定する株式への一任運用をいう。）であって、同条第十六項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの 二　法第二十六条第二項第二号に該当する行為のうち、非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者に対する譲渡
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○財務省告示第二百五十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年九月二十八日　　財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　法第十六条第一項の規定に基づくもの ［イ～ト　略］ チ　居住者によるイランへ向けた支払又は非居住者による本邦からイランへ向けた支払であって、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供	一　［同上］ ［イ～ト　同上］ チ　居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であって、イランの拡散上機微な核活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの